

出産世帯応援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、育児用品や時短家電、省エネ家電の購入に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者

①～⑧を全て満たす方が対象となります。

- ① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居（養育）している方
- ② 令和6年4月1日以降に出産した世帯（※申請は1歳の誕生日の前日まで）
- ③ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民である方
- ④ 市税等を滞納していない方
- ⑤ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
- ⑥ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
- ⑦ 法律に規定する暴力団員等でない方
- ⑧ 過去に同種の補助金を受けていない方



助成対象商品

母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までに購入したもの

区分	品目
育児消耗品	おむつ（第一子のみ）、子ども衣類・肌着、靴下、靴、帽子、ミトン（手袋）、おくるみ、ブランケット、洗剤、ベビーハンガー、おしりふき、防水シャツ、おむつ替えシート、おむつ処理袋、ベビーフード、子ども用飲料、ミルク、哺乳瓶（消毒液、消毒はさみ、ブラシ、保管ケース含む）、ミルクウォーマー、搾乳機（電動又は手動）、母乳冷凍袋、おしゃぶり、鼻吸い器（電動又は手動）、体温計、爪切り、プレイマット、湯温計、幼児用絵本、ベビークリーム、マタニティパジャマ、産褥（さんじょく）ショーツ、授乳用下着、母乳パッド、産褥パッド、洗浄綿、腹帯、妊娠線クリーム、授乳クッション、授乳ケープ など
育児備品	チャイルドシート、ベビーカー、抱っこ紐、ベビーベッド、子ども用寝具一式、ハイローチェア、パウンサー、ベビーカー、キッチンゲート、食事前テーブル・チェア、バスチェア、ベットのメリー、大型遊具、歩行器、三輪車、キックバイク、キャリアワゴン、空気清浄機、加湿器、除湿器、収納、ベビーバス、ベビーモニター、自転車（子乗せモデルに限る） など
時短家電	洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機を含む。）、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、ホットプレート、炊飯器、自動調理機（電気圧力鍋、電動ポット）、フードプロセッサー など
省エネ家電	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン、照明器具、温水機器（ガス又は電気）など ※省エネラベル2つ星以上に限る。

- ※1 消費税、送料、設置費用は対象となります。リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品などは対象外となります。
- ※2 省エネ家電は統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品又はそれと同等の省エネ性能が認められる製品に限る）を対象となります。
- ※3 育児に必要な理由をお聞きすることがありますので、判断に迷う場合は保育幼稚園課までお問合せください。

助成金額

母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までの購入した対象商品の金額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、助成上限額が決まっております。

区 分	上限額
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦とも35歳以下の世帯	30万円
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦の両方又は一方が35歳を超える世帯	20万円
令和7年3月31日以前に出生した世帯（年齢の区分なし）	20万円

助成の方法は、

しょうかん

償還払い

各世帯において、先に商品を購入し、対象額に達した時点で申請し、市が助成金を支払う方法

です。

購入状況に応じて、一部の領収書が省略できます。詳細はウラ面、チェック欄を！

【お問い合わせ先】

※受付時間 平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

東温市 保育幼稚園課 089-964-4484

東温市見奈良530番地1 東温市役所4階②1窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、保育幼稚園課へ提出してください。

※申請は、対象児童1名につき **1回限り** となります。

※申請書は市HPよりダウンロードしてください。

保育幼稚園課窓口でも配付しています。

注意！

※誕生日から1年を
過ぎた場合は申請
できません。

申請期間

児童の誕生日から1年以内（1歳の誕生日の前日まで）

申請書類

- ☐ 東温市出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 内訳一覧表 ※レシート単位での記載可
- ☐ 領収書の原本 ※原本の提出が難しい場合はお問い合わせください。
- ☐ 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- ☐ 運転免許証又は住民票等の写し ※配偶者が市外の場合
- ☐ 母子健康手帳 ※チェックを行った後、返却します。



重要チェック!! 一部の領収書を省略することができます！

母子手帳発行日から誕生日の前日までに購入した『①育児消耗品』分の補助金を
定額10万円として**領収書を省略**できます。（②③部分は必要です。）

ただし、①部分で10万円を越えて補助金を受けたい場合は領収書が必要となります。

母子手帳発行日

誕生日

1歳の前日

①育児消耗品

定額10万円として領収書不要

②育児消耗品

③育児備品・時短家電・省エネ家電

例えば

～ 夫婦ともに35歳以下 助成上限額が『30万円』の場合 ～

例A) エアコン(省エネ家電)25万円分を購入した場合（誕生日前後は問わない）

【領収書不要】 【領収書必要】
定額10万円 + 省エネ家電25万円 = 35万円 ⇒ 助成金30万円

例B) 誕生日以降に、育児消耗品を23万円分購入した場合

【領収書不要】 【領収書必要】
定額10万円 + 育児消耗品23万円 = 33万円 ⇒ 助成金30万円

例C) 誕生日以降に、時短家電11万円分と育児消耗品を9万円分購入した場合

【領収書不要】 【領収書必要】 【領収書必要】
定額10万円 + 時短家電11万円 + 育児消耗品9万円 = 30万円 ⇒ 助成金30万円

例D) 誕生日の前日までに育児用消耗品を20万円分、出産後に育児用消耗品を11万円分購入

【領収書必要】 【領収書必要】
育児消耗品20万円 + 育児消耗品11万円 = 31万円 ⇒ 助成金30万円

※注意事項

本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、
確定申告等が必要となります。

